

持続可能な「むら」づくりに向けた一般社団法人設立の理事公募について
(公募要領)

1. 趣旨

赤井川村では、人口減少が進む中、地域経済循環の視点、地域に「ひと」を呼び込み、「しごと」を創り出すことにより、地域の担い手を育成し、持続可能なむらづくりに向けた事業構築の一環として、「まちづくり法人」設立を目指しており、この法人設立の設立理事の公募を行います。

2. 公募する役員

①子ども第三の居場所を運営受託する「一般社団法人(以下「①法人」という。)」

※非理事会型一般社団法人

理事 2名

【法人概要】

令和8年4月開設を目指し、学校でもない、家庭でもない、こどもたちの新たな居場所として「子ども第三の居場所」運営の準備を進めております。

村では、多様な経験を有するスタッフの育成と確保、及び運営方針の定着化を図るため施設の運営を一般社団法人に委託する方針です。

法人設立は、令和7年7月を予定しています。

②地域課題を仕事に繋げていくことを担う「一般社団法人(以下「②法人」という。)」

※非理事会型一般社団法人

理事 2名

【法人概要】

人口減少化において持続可能なむらづくりを展開するためには、地域の担い手を確保し、育成していくことの循環が必要であるため、村では、一般社団法人による「まちづくり団体」を設立し、地域課題の小さなビジネス化や新しい価値観や想像力により、既存の農業や観光ビジネス等を支えられる地域内外で経済活動を行う組織づくりを行う考えです。

法人設立は、令和7年9月～10月を予定しています。

3. 公募期限

両法人ともに、令和7年6月19日(木) 午後5時

4. 求める役員像

①法人

- ・「子ども第三の居場所」運営という地域のこども支援に理解と情熱のある方
- ・市町村から子ども第三の居場所や学童保育などの運営の受託経験を有している方

- ・ こども支援に関する法人の設立、運営の経験を有している方
- ・ 無報酬でも意欲的に理事職を務められる方

②法人

- ・ 地域の担い手を確保し、育成していくことの循環が必要であるとの理念に理解と情熱のある方
- ・ 赤井川村の地域実情を深く理解している方
- ・ 一般社団法人や株式会社などの法人代表者又は法人理事の経験を有している方
- ・ 無報酬でも意欲的に理事職を務められる方

5. 応募、選考方法

(1) 応募者の資格

①一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第 65 条に規定される「役員の資格等に抵触しない者であること。

②次に掲げる経験を有していることが応募者であること。

①法人

- ・ 市町村から子ども第三の居場所や学童保育などのこども支援に関する法人の設立及び運営受託の経験を有している方

②法人

- ・ 一般社団法人や株式会社などの法人代表者又は法人理事の経験を有している方

③両法人ともに、上記②の要件を満たしているものを提案代表者として、1 名の村内在住者を併せて理事候補者として提案できること。

(2) 応募書類

①持続可能な「むら」づくりに向けた一般社団法人設立の理事公募提案書

②提案代表者の履歴書

(3) 応募書類提出先

次の宛先まで、郵送にてお送りください

令和 7 年 6 月 1 9 日(木) 午後 5 時必着

〒046-0501 余市郡赤井川村字赤井川 318 番地 1 赤井川村健康支援センター内
保健福祉課(地方創生・官民連携担当) 担当:高松

(4) 選考方法

応募書類により審査し、選考結果を通知します。

6. お問い合わせ先

赤井川村健康支援センター内 保健福祉課(地方創生・官民連携担当) 担当:高松

電話 0135-35-2050 mail hokenfukushika■akaigawa.com

■を@に変換してください